

高齢者虐待を防ぎましょう

高齢化が進んだ近年、介護の需要が高まる一方で、高齢者の虐待と思われる事案が増えていきます。高齢者と家族が共に健やかに暮らせるよう、高齢者虐待について正しく理解し、高齢者虐待を未然に防ぎましょう。

●問い合わせ 役場高齢者支援係・包括支援係 ☎201局4321番

高齢者虐待とは

65歳以上の人に対する「養護者」または「養介護施設従事者等」が行う次のような行為が虐待にあたります。

- ※ 養護者とは・・・高齢者を現に養護している家族・親族・同居人
- ※ 養介護施設従事者等とは・・・養介護施設、養介護事業の業務に従事する者

高齢者虐待の種類

- 身体的虐待**
 - ・殴る、蹴る、つねる
 - ・無理やり食事を口に入れる
 - ・体を縛りつける
- 介護や世話の放棄・放任**
 - ・世話をしない
 - ・病気の状態を放置する
 - ・同居人などによる暴力を放置する
- 心理的虐待**
 - ・怒鳴る
 - ・無視
 - ・子どものように扱う
- 性的虐待**
 - ・性的な嫌がらせ
 - ・裸にして放置する
 - ・人前でおむつを交換する
- 経済的虐待**
 - ・生活費など必要な金銭を渡さない
 - ・入院費など必要な費用を支払わない
 - ・本人の金銭や資産を無断で使用する

虐待のチェックポイント

- 身体的虐待
 - 身体に小さな傷が頻繁にみられる
 - 回復状態がさまざまな段階の傷がある
 - 急におびえたり、怖がりになる
- 介護や世話の放棄・放任
 - 住居が非衛生的でゴミが散乱
 - 寝具や衣類、身体が汚れたまま
 - 無気力感、投げやりな様子になる
- 心理的虐待
 - かきむしりや噛みつきなどがある
 - おびえたり、わめいたり、泣いたりする
 - 食欲の変化が激しく、過食や拒食がある
- 性的虐待
 - 不自然な歩行や座位を保つことが困難
 - 肛門や性器に出血や傷がみられる
 - 怖がり、人目を避けて1人で過ごす
- 経済的虐待
 - 自由に使えるお金がないと訴える
 - お金があるのにサービスの利用料や生活費の支払いができない
 - 資産の保有状況と衣食住などの生活状況との落差が激しい

福岡県の高齢者虐待の状況(令和2年)

養護者によるもの	虐待判断件数	482件
	相談・通報件数	958件
養介護施設従事者等によるもの	虐待判断件数	20件
	相談・通報件数	75件



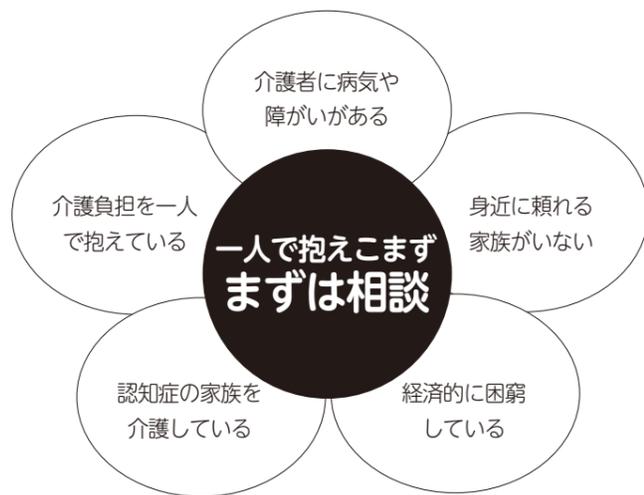
正しい知識を持ちましょう

家庭内での高齢者虐待は、長年の家庭環境をもとにした人間関係や介護疲れ、金銭問題などさまざまな要因が影響しています。また、認知症や障がいなどの病気や症状を正しく理解できていないことから、虐待へつながってしまうこともあります。病気や障がい、症状などについて正しい知識を持つことが虐待を防止する一歩となるため、一人で抱え込まず周囲に相談することが大切です。

ためらわず通報しましょう

平成18年4月1日に、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)」が施行されました。高齢者虐待防止法では、虐待に気が付いた人は、市町村に通報義務(または努力義務)があることが規定されています。また、通報者の個人情報保護や通報による解雇などの不利益な扱いなどを受けないことも定められています。

早めに対処することで、深刻な事態を防止することができます。もしかして虐待かも?と思われる状況を見たり聞いたりしたときはためらわずに役場に相談・通報してください。



相談窓口

- 役場福祉課 高齢者支援係・包括支援係
- 町ホームページ 虐待の通報・相談フォーム

